

議案第六号

三朝町職員旅費支給条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十三年三月十日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和卅三年参月拾七日議決

三朝町議会議長 天野 廉



昭和三十三年三朝町条例第 号

三朝町職員旅費支給条例の一部を改正する条例  
別表第一を次のように改める

附則

この条例は昭和三十三年四月一日より施行する

別表第一

区 分	鉄道賃	船賃	車馬賃日当	外	内	食料
一等級	二等運賃	上級運賃	五月	一、二〇〇円	八〇〇円	三〇〇円
二等級	二等運賃	"	"	"	"	"
三等級	三等運賃	"	"	"	"	"
四等級	"	"	"	"	"	"

備考

一急行、準急を利用したときは乗車賃を支給する。